

議案第 2 号

阪神間都市計画風致地区の変更(西宮市決定)について【付議】
(東六甲山風致地区)

目 次

| | |
|---------------------|------|
| 1. 計画書(案) | P. 1 |
| 2. 計画図(案) | P. 2 |
| 3. 理由書(案) | P. 3 |
| 4. 変更前後対照表(参考)..... | P. 4 |
| 5. スケジュール(案)..... | P. 6 |

西都計発第28-1号

令和元年8月29日

(2019年)

西宮市都市計画審議会

会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



阪神間都市計画風致地区の変更（西宮市決定）について【付議】
（東六甲山風致地区）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条
第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画風致地区の変更 (西宮市決定)

阪神間都市計画風致地区を次のように変更する。

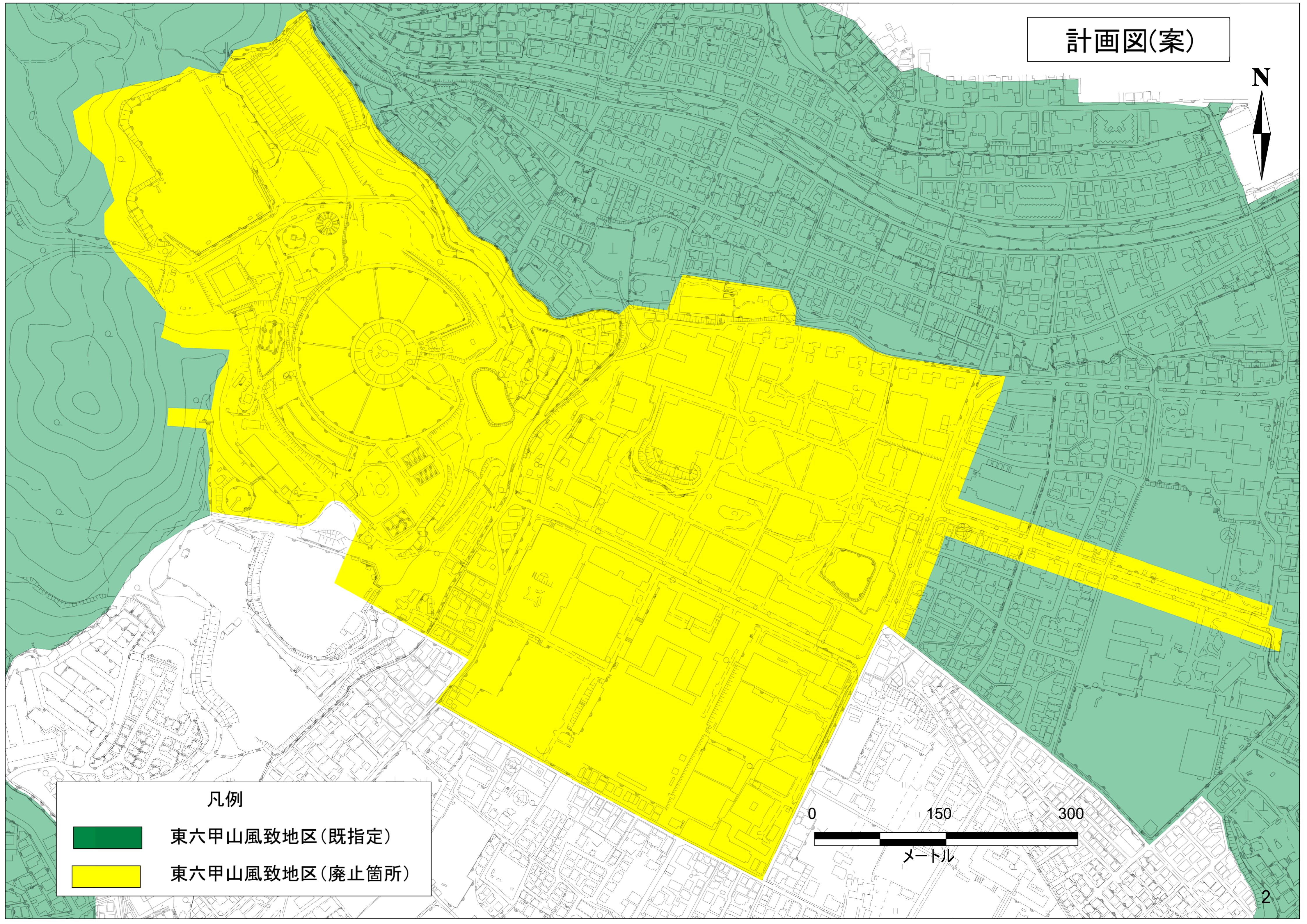
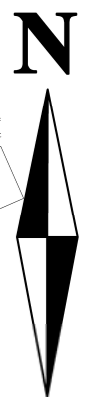
| 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------------------------------|
| 東六甲山風致地区 | 約 1,813ha | 規制は、「西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 (案)

別添理由書(案)のとおり

計画図(案)



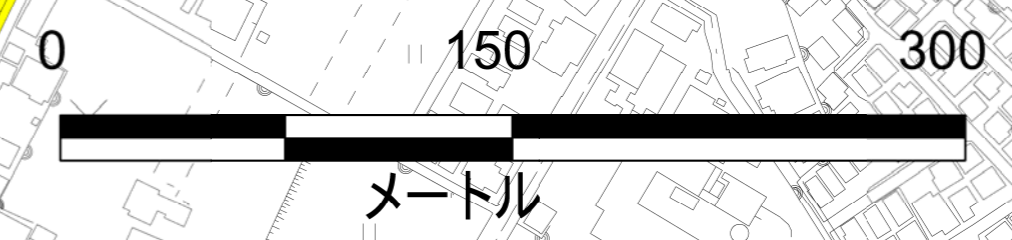
凡例



東六甲山風致地区(既指定)



東六甲山風致地区(廃止箇所)



理由書（案）

今般の変更により風致地区を廃止する本地区は、甲山山麓の上ヶ原台地に立地し、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持の必要な区域として、風致地区に指定しており、具体の規制は、市条例で行っている。

また、本地区は、関西学院上ヶ原キャンパスの建築群や学園花通りから正門、中央広場、時計台、甲山を見通す眺望など、西宮市を代表する景観を有しているが、老朽化に伴う施設更新や新たな開発などにより地域特有の景観資源が減少している。

このため、本地区が有する特徴的で美しい景観と潤いのある落ち着いたまちなみや住環境を保全・育成するために、景観地区及び地区計画により、地域特性に応じた制限事項を定めるものである。

本地区における風致地区の規制は、景観地区及び地区計画に移行することとし、加えて、建築物の形態、色彩、用途などを制限することとしている。

よって、景観地区と地区計画の決定にあわせ東六甲山風致地区の一部を廃止するものである。

変 更 前 後 対 照 表 (参考)

| 名 称 | 変更前面積 | 変更後面積 | 増 減 |
|----------|------------|------------|----------|
| 東六甲山風致地区 | 約 1,863 ha | 約 1,813 ha | △約 50 ha |

(内訳)

・変更前

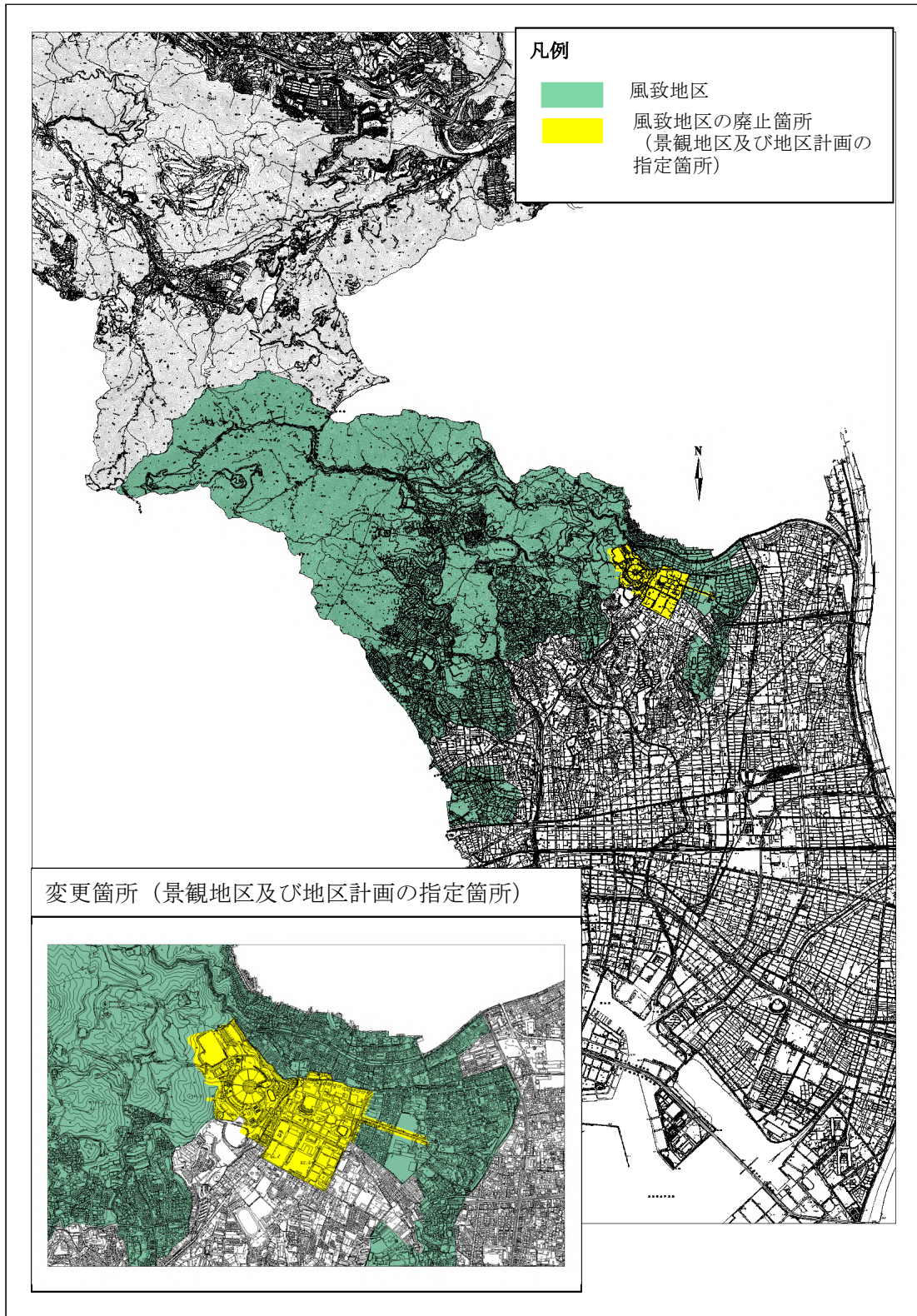
| 名称 | 面積 | 内訳(種目別) | |
|----------|-------|---------|---------|
| 東六甲山風致地区 | 1,863 | 第1種 | 1,236.0 |
| | | 第2種 | 42.0 |
| | | 第3種 | 584.7 |

・変更後

| 名称 | 面積 | 内訳(種目別) | |
|----------|-------|---------|---------|
| 東六甲山風致地区 | 1,813 | 第1種 | 1,236.0 |
| | | 第2種 | 42.0 |
| | | 第3種 | 535.3 |

阪神間都市計画風致地区（東六甲山風致地区）の変更

■ 切図



5. スケジュール(案)

